

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

指定事務所登録機関

（一社）熊本県建築士事務所協会会長 様

提出される年月日を必ず
記入をお願い致します

一級、二級、木造の記入を
お願い致します

建築士事務所の
登録番号

平成26年6月20日

（一級）建築士事務所（熊本県）知事登録第 1234 号

名称 ○○一級建築士事務所

所在地 熊本県熊本市中央区九品寺4丁目8番17号

電話 096-371-2433

FAX番号 096-371-2455

メールアドレス info@jimushokyokai.co.jp

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

開設者が法人の
場合

株式会社 ○○建設

代表取締役 熊本太郎

会社の代表者印
（法務局登録印）

会社の
代表者

開設者が個人の
場合

熊本太郎 個人
印

〔注意事項〕

- 1 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて、記載してください。
- 2 報告期間内に業務実績がない場合でも、毎年度、報告が必要です。
- 3 所属建築士が定期講習を期限内に受講しているかどうか、必ずご確認ください。

今回報告する事業年度

平成25年 4月 1日から
平成26年 3月31日まで

※事業年度については、原則、
法人の場合→決算月に合わせて設定
個人の場合→1月1日～12月31日
としてください。

(第二面)

建築確認上の用途

建築士事務所の業務の実績

構造・階数・面積を記入。
(構造は主要部の構造を、
増築改築は当該面積を
表記)

〔記入注意〕

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい
- 2 〔例〕

熊本県 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及び 平成
五階建延 700 m² 工事監理 19. 2. 1
19.10.3

| 建築物所在地都道府県 | 建築物の用途 | 構造及び規模 | 業務内容 | 期 間 |
|--|--------|-------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 熊本県 | 店舗併用住宅 | 鉄骨造 3階建620m ² | 設計（構造設計除く）及び 工事監理 | H25.10.1～ H26.3.31 |
| 熊本県 | 事務所 | 鉄骨造 2階建600m ² | 構造設計 | H25.6.1～ H25.11.30 |
| 熊本県 | 高等学校 | 鉄筋コンクリート造 4階建3,000m ² | 設計 (部分改修) | H25.5.1～ H25.10.31 |
| <p>1. 元請け建築士事務所から、下請業務としての設計又は工事監理を行った場合も含まれます。</p> <p>2. 1枚に収まらない場合には、複数に記載してください。</p> <p>3. 今回報告する事業年度期間内に少しでも期間がかかる物件については、全て記載してください。</p> <p>例) 今回報告事業年度が平成25年2月1日から平成26年1月31日までの場合、業務期間が平成25年1月1日～平成25年6月30日の場合は、記載が必要。</p> <p>(平成25年1月1日～1月31日は事業年度対象外ですが、平成25年2月1日～平成25年6月30日は事業年度対象内となりますので、平成25年1月1日～平成25年6月30日と記載願います。)</p> | | | | |

※今回の報告期間内に建築士事務所としての業務実績がない場合は、「該当無し」と記載して下さい。

※記載する業務内容は、建築士事務所として依頼を受けた建築士法第23条第1項に記載されている以下の業務が該当します。

- ①設計 ②工事監理 ③建築工事契約に関する事務 ④建築工事の指導監督
- ⑤建築物に関する調査若しくは鑑定（耐震診断、定期報告調査等）
- ⑥建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理

所属建築士名簿

| 氏名 | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合には、その旨 | 建築士の登録番号 | 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は造士の場合） | 直近の所属定期講習日（建築士法第22条第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日） | 構造設計一級又は二級建築士である場合は、その旨 | 構造設計一級又は二級建築士の番号 | 直近の所属定期講習日（建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日） | |
|---|--|---------------|---------------------------|---|-------------------------|------------------|---|--|
| (記入例) 熊本太郎 | 一級建築士 (管理建築士) | 〇〇〇号 | | H25.10.1 H26.3.1 | 構造（設備）一級建築士 | 〇〇〇 | H25.11.7 | |
| 肥後麗華 兵庫二郎 | 二級建築士 二級建築士 | 〇〇〇号 阪神〇〇号 | 熊本県 兵庫県 | H23.12.1 | | | | |
| <div data-bbox="746 1003 1134 1151" data-label="Text"> <p>他県登録で番号の前に文字が入る場合は、記載してください。</p> </div> <div data-bbox="336 1200 1326 1503" data-label="Text"> <p>1. 所属建築士について、今回報告する事業年度内に所属していた全ての方を記載してください。 退職者、転勤者又は新規採用者の方々も記載します。その場合には、「氏名」の下にその旨及び年月日を記載してください。 例)熊本次郎 退職(平成26年3月31日)</p> </div> | | | | | | | | |
| 【合計】 | | | | | | | | |
| 一級建築士 | | | | 1 | 名 | | | |
| 二級建築士 | | | | 2 | 名 | | | |
| 木造建築士 | | | | | 名 | | | |
| うち（構造設計一級建築士 | | | | 1 | 名） | | | |
| うち（設備設計一級建築士 | | | | | 名） | | | |
| 【定期講習の受講状況】 | | | | | | | | |
| 今年度内の定期講習受講義務対象者 | | | | 1 | 名（うち定期講習受講済みの建築士 名） | | | |

所属建築士名簿には、設計、工事監理又は建築士事務所の業務として行う建築士法に基づく「その他業務（建築工事契約事務、調査・鑑定、手続き代理等）」を行う建築士のみを記載下さい。なお、この方には、3年以内毎の定期講習の受講義務が発生し、未受講の場合には業務停止等の処分の対象となりますので、受講修了証で受講日を確認し、必ず期限内に受講させてください。

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

熊本 太郎 熊本県 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及 平成
五階建延 700 m² び工事 19. 2. 1
監理 19. 10. 3

| 所属建築士の氏名 | 建築物所在地都道府県 | 建築物の用途 | 構造及び規模 | 業務内容 | 期間 |
|---|------------|--------|---------------------------------------|----------------------|---------------------------|
| 熊本太郎 | 熊本県 | 店舗併用住宅 | 鉄骨造 3階建 620 m ² | 設計（構造設計除く）及び 工事監理 | H25. 10. 1～ H26. 3. 31 |
| 肥後麗華 | 熊本県 | 事務所 | 鉄骨造 2階建 600 m ² | 構造設計 | H25. 6. 1～ H25. 11. 30 |
| 兵庫二郎 | 熊本県 | 高等学校 | 鉄筋コンクリート造 4階建 3,000 m ² | 設計 （部分改修） | H25. 5. 1～ H25. 10. 31 |
| <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ffffcc;"><ol style="list-style-type: none">1. 記入方法は、所属建築士ごとに記載してください。2. たとえば、1物件で、意匠及び設備設計全般をA建築士、構造設計をB建築士が行った場合には、A建築士は意匠及び設備設計、B建築士は構造設計というように、それぞれの実績として報告してください。3. 今回報告する事業年度内に、報告すべき業務の実績が無い場合には、「実績なし」と記載してください。4. 業務内容が、建築士法第三条、第三条の二、第三条の三に抵触していないか、念のため確認をお願いします。</div> | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

| 管理建築士の氏名 | 建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要 | 当該意見が述べられた日 |
|----------|--|-------------|
| 熊本太郎 | ××設備事務所にこれまで設備設計を委託していたが、設備設計一級建築士が所属する△△設備事務所に変更するよう意見を述べた。 | H26. 1. 20 |
| ” | 今回依頼を受けた□□病院の増築設計については、既存遡及の設計も行わなければならないので十分な委託期間をとるよう意見を述べた。 | H25. 4. 25 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

1. 建築士事務所の管理建築士は、建築士法第24条第3項の規定により、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べる必要があります。
2. **管理建築士と開設者が異なる場合で、かつ、管理建築士が意見を述べた場合に記載**してください。それ以外の場合は、「無し」と記載してください。